

「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」について

1 策定の趣旨

子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づく「第二期いずみおおつ 子ども未来プラン」が令和6年度に終了する予定です。

一方、令和5年4月に、こども基本法が施行し、同12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。これは、待機児童の発生から児童虐待まで、様々なこどもをめぐる社会問題がある中で、こどもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていこうとするもので、「自治体こども計画」の策定が努力義務となりました。

本市では、「第三期いずみおおつ 子ども未来プラン」(令和7～11年度)を「自治体こども計画」として策定します。この計画は、以下の6計画を含み一体的に策定します。

「第三期いずみおおつ 子ども未来プラン」に含む6計画

名 称	概 要
子ども・子育て支援事業計画(第3期)	幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定める
次世代育成支援対策地域行動計画(第5期)	保健・福祉に加え、「仕事と生活の調和」など、各分野にまたがる次世代育成支援施策を定める。民間事業所や官公庁の事業主行動計画とともに推進する
母子保健を含む成育医療等に関する計画	平成9年度から5期にわたって引き継いできた母子保健計画の後継計画で、成育過程(出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程)における切れ目のない母子保健・成育医療等の施策と評価指標を定める
ひとり親家庭自立促進計画(第5期)	ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講じる施策を定める
こどもの貧困対策計画(第2期)	こどもの貧困の解消に向けた対策を定める
子ども・若者育成支援計画	つながりの希薄化、ひきこもりなど、子ども・若者の問題の解決をめざす育成支援施策を定める

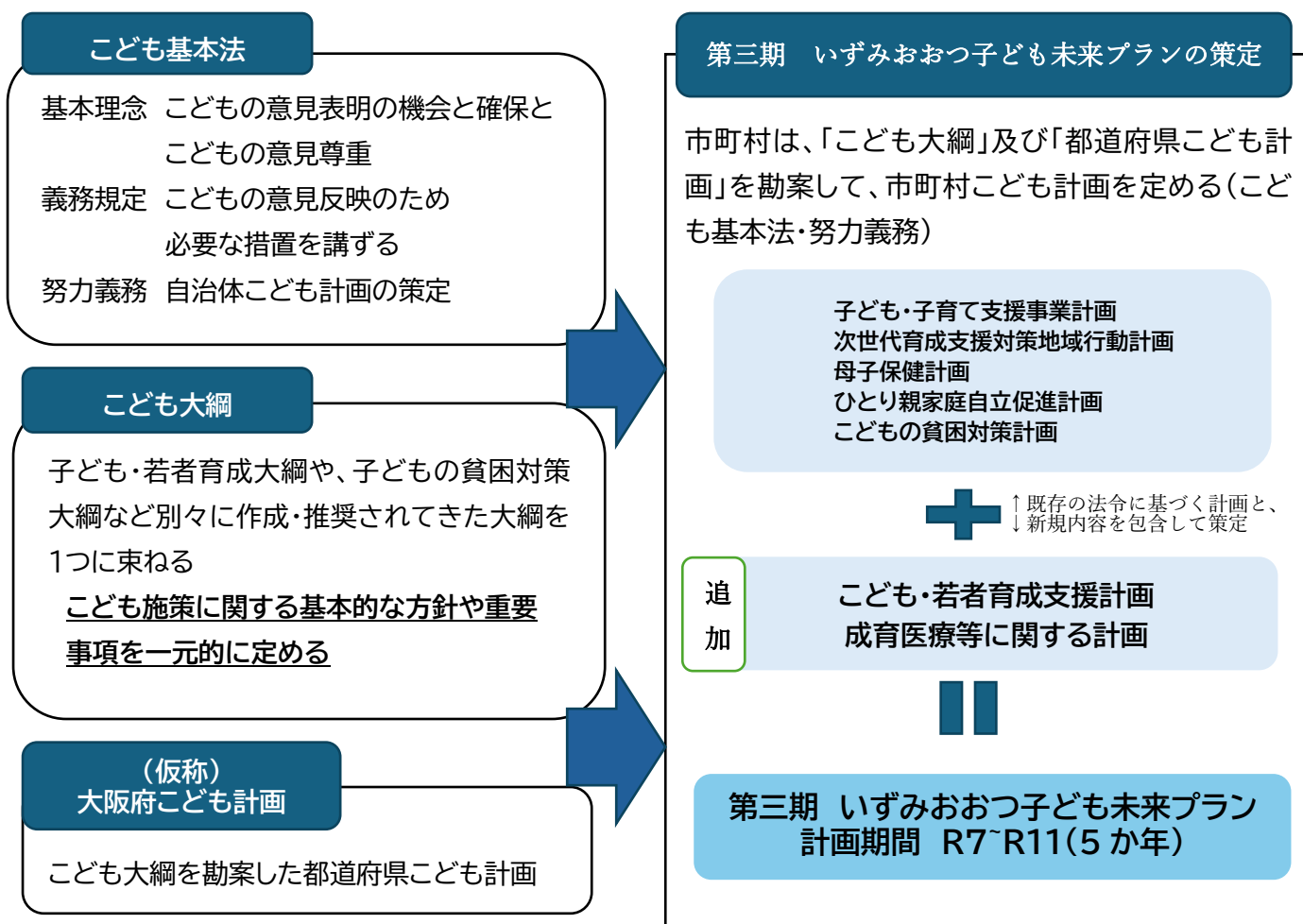
2 近年の国の動向

こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担います。

また同年、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

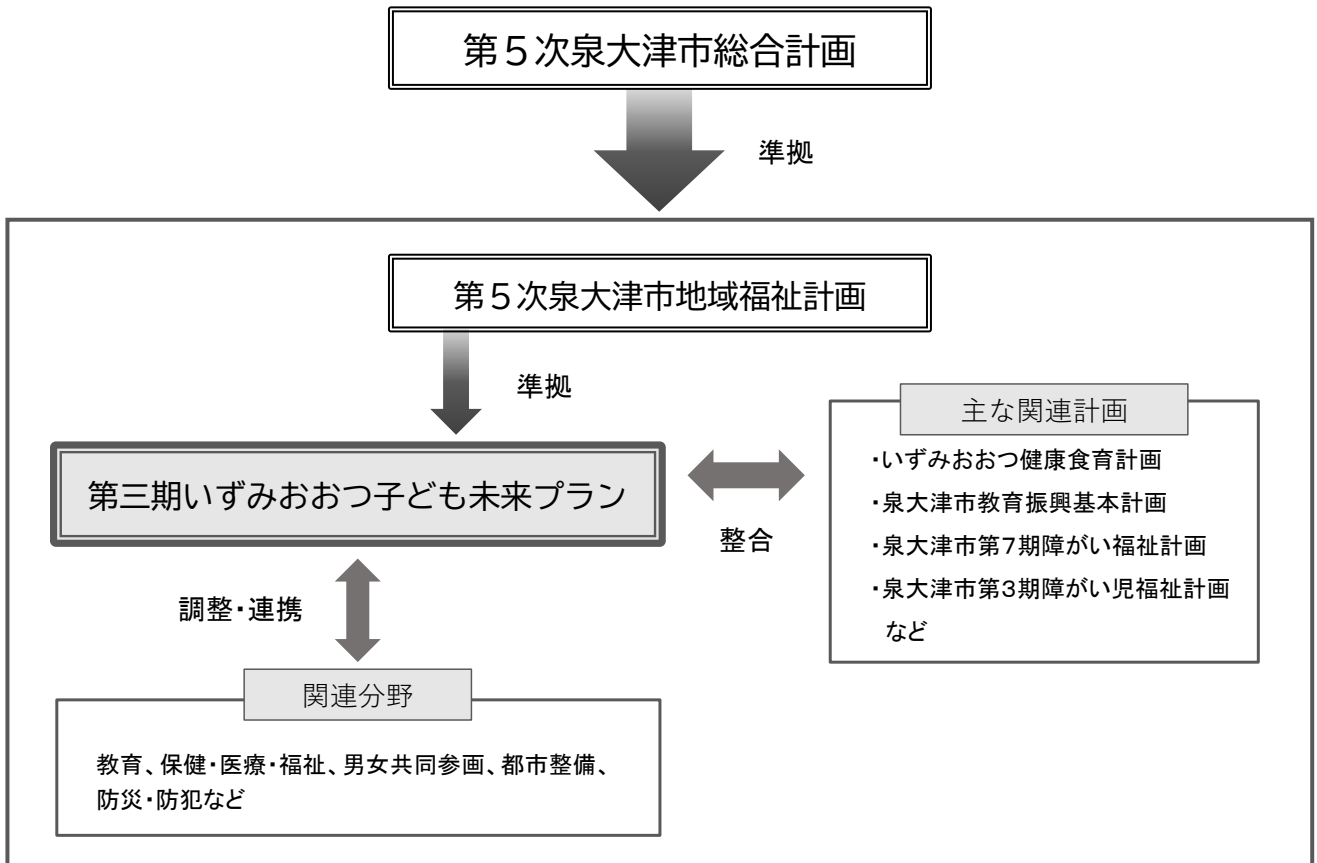
- こども大綱（こども基本法第9条）
 - ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
 - ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
- こども計画（こども基本法第10条）
 - ・国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の作成が努力義務に
 - ・「こども計画」は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる
- こども等の意見の反映（こども基本法第11条）
 - ・こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を行うことが求められている

3 こども基本法と第三期いずみおおつ子ども未来プランとの関係性



4 計画の位置づけ

本計画は、市のまちづくりの総合的指針である「第5次泉大津市総合計画」を上位計画とし、こども施策の視点で具体化する分野別計画であり、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定いたします。



5 施策体系・施策内容について

国のこども大綱や、大阪府のこども計画(途中段階で府が公表している骨子案)では、「ライフステージ別の支援」と「ライフステージを通じた支援」に区分して施策体系案が示されています。

このため、市の第三期計画では、第二期の14本の主要施策を、「ライフステージ別の支援」、「ライフステージを通じた支援」、「環境づくり」の3区分で13本に体系化しました。

主要施策の項目は、第二期を踏襲しつつ、こどもの権利(1)、相談支援(2)、食育(5)を特出して体系化するとともに、成育医療(4)、若者(6)、ひとり親(9)、貧困(10)は個別計画と対応させました。

第三期 いずみおおつ子ども未来プランの体系（案）

〔参考〕第二期計画の体系

〔視点1 すこやかな子どもの育ちと自立を育む〕が主要施策1～5

〔視点2 すべての子育て家庭を応援する〕が主要施策6～11

〔視点3 子育てにやさしい地域社会を育む〕が主要施策12～14

基本 目標	主要施策	個別施策	主要施策
こどもが健やか に成長する 社会を	1 こども・若者の権利の保障	(1) 児童虐待防止の推進 (2) こどもの人権・権利を尊ぶまちづくりの推進 (3) 政策形成過程へのこどもの意見の反映	1 こどもの人権を守る児童虐待予防の推進
	2 寄り添う相談支援の推進	(1) 母子保健・児童福に関する相談支援の推進 (2) 学齢期の相談支援の推進	
	3 豊かな心を育む教育・保育の推進	(1) 就学前教育・保育の環境づくり (2) 学校教育の推進 (3) 放課後の居場所づくりの推進	2 就学前教育・保育の質の向上 3 こどもの個性と能力を伸ばす学校教育の充実
	4 成育過程を通じた健康づくりの推進 〔成育医療等に関する計画〕	(1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の健康づくりの推進 (3) 学童期・思春期の食育の推進	
	5 生きる力を育む食育の推進	(1) 妊娠・出産・乳幼児期の食育の推進 (2) 学童期・思春期の食育の推進	
	6 こども・若者育成支援の推進 〔こども・若者育成支援計画〕	(1) 学童・就業の再チャレンジの支援 (2) ひきこもり防止と居場所づくり (3) ヤングケアラーへの支援の推進	12 地域共生の青少年健全育成の推進
すべての 子育て家庭を 応援します	7 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援	(1) 多様な交流機会づくり (2) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 経済的な負担の軽減	6 身近な地域での子育て支援の充実 7 働きながら子育てする人の支援の充実 8 子どもと子育て家庭が安心して暮らす環境の充実（経済的支援）
	8 障がいのあるこどもへの支援の充実	(1) 療育・発達支援の充実 (2) 「インクルーシブ教育・保育」の理念を踏まえた教育・保育の推進 (3) 福祉サービスの充実	5 障がいのある子どもの自立に向けた支援の充実
	9 ひとり親家庭支援の推進 〔ひとり親家庭自立促進計画〕	(1) 必要な支援につながる相談支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 生活支援の推進 (4) 養育費確保と面会交流支援の推進	9 ひとり親家庭の自立支援の充実
	10 こどもの貧困対策の推進 〔こどもの貧困対策計画〕	(1) 状況把握と相談支援の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 就業や生活への支援の推進	10 こどもの貧困対策と居場所づくり
	11 日本語のサポートが必要なこどもと家庭への支援	(1) 情報提供や相談、行政手続きの場面での配慮 (2) 教育・保育における配慮	11 外国人家庭や外国につながる子どもたちへの配慮と支援の充実
安心して 子育てができる 環境をつくり ます	12 子育てしやすいまちづくり	(1) わかりやすい情報提供の推進 (2) こども・若者の成長を支える地域環境づくり (3) 男女共同参画による子育ての推進	13 男女が協働して取り組む子育ての推進
	13 子育てにやさしい生活環境づくり	(1) 子育てにやさしい住環境づくり (2) 防犯・交通安全の推進 (3) 危機管理対策の推進	14 こどもの子育て家庭が安心して暮らす環境の充実

[参考]大阪府のこども計画の体系

基本方向	重点的な取り組み	個別の取り組み
1 子どもを生み育てることができる社会【子どもの誕生前から幼児期まで】	安心して子どもを生み育てることができる保健・医療環境をつくる。	安心して妊娠・出産できる仕組みの充実
	幼児期までの子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくる。	幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進
	生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくる。	幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実
2 子どもが成長できる社会【学童期・思春期】	すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援する。	確かな学力の定着と学びの深化 豊かな心と健やかな体の育成 将来をみすえた自主性・自立性の育成 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障
	すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくる。	地域の教育コミュニティづくりの推進 子どもの居場所づくり 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実
3 若者が自立できる社会【青年期】	若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援する。	産学官連携による産業人材の育成 若者の就職支援 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進
4 子どものすべての成長過程にわたる支援	さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくる。	子どもの貧困対策の推進 児童虐待の防止 配偶者等からの暴力(身体的・精神的・経済的・性的)への対応 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援 障がいのある子どもへの支援の充実 外国人の子どもへの支援 ヤングケアラーへの支援 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援
	子どもの権利の保障、人権や健全な成育環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援する。	子どもの権利を保障する取り組みの推進 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止 青少年の健全育成の推進
5 子育て当事者に対する支援	家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくる。	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進 ひとり親家庭等の自立促進 共同養育の推進 子育てにやさしい住まい・住環境の整備 その他子育てを支援する取り組みの推進

